

審査基準

令和6年度人権啓発フェスティバル運営業務委託契約に係る企画提案競技の審査基準を次のとおり定める。

1 審査

(1) 各審査員は次の評価項目、評価基準に基づき審査を行う。

評価項目	評価基準	配点
全体構成	・業務の目的に沿った、バランスのとれた構成となっているか。 ・仕様書の内容が十分に反映されているか。	20
ステージイベント	・人権啓発効果が高く、集客が見込める魅力的な内容になっているか。 ・参加者が人権を身近に感じ、人権について考えるきっかけとなる内容か。	20
会場計画及び当日の運営	・会場計画は各コーナーがバランスよく運営できるものとなり、当日の円滑な運営が見込めるか。	20
事前告知方法	・フェスティバルの目的や魅力を幅広く周知し、集客効果を期待できるものか。 ・チラシ以外の有効な方法が提案できているか。	10
業務全体のスケジュール	・円滑かつ適切に実施できる具体的なスケジュールになっているか。	10
業務の実施体制	・提案内容を確実に履行できる組織体制であり、必要な人員の確保、適切な役割分担ができているか。	10
見積額の妥当性	・業務内容及び業務量に応じた費用積算となっているか。	10

(計100点)

2 審査方法

- (1) 令和6年8月8日(木)に、企画提案に係るプレゼンテーションと審査委員からの質疑に基づき、各審査委員の評価点の合計点で最優秀提案1者及び次点1者を選定する。
- (2) 同点となり最優秀提案又は次点を選定することができない場合は、審査委員の協議により順位を決定する。
- (3) 提案者が1者の場合は、以下に該当しない場合において、当該提案者を委託候補者として選定する。
 - ア 評価項目のいずれかに0点評価を付した委員が2人以上いる場合
 - イ 3名の審査員が付した点数の合計が150点未満の場合